

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

令和4年度 長崎県サービス管理責任者等更新研修 開 催 要 項

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、最新の行政動向や制度改正等の知識を得ると共に、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の業務内容を振り返り、知識・技術の更なる底上げを図ることを目的としております。

2. 実施主体

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

3. 研修日

令和4年7月22日（金）、7月29日（金）、8月5日（金）、8月10日（水）、8月26日（金）

研修は全ての日とも同じ内容です。いずれかの日程で決定されます。（受講は1日）

※事前に日程を設定して接続確認と説明を行います。

研修受講までの流れ

- ① 参加申し込み（当協会ホームページより申し込みのご入力）
※申込み締切り令和4年6月6日（月）18：00
- ② サービス管理責任者等研修修了証FAX（宛先：095-842-7008）
- ③ 申し込み受理通知書発送（6月17日（金）郵送予定）
- ④ 受講要件の書類ご提出（締切日：7月1日（金）厳守）

ご提出物

 - 1 実務経験証明書
 - 2 受講要件に関する資格証明書の写し（該当者のみ 例：介護福祉士等）
 - 3 事前課題

※ 受講料のご入金
- ⑤ 受講決定通知メール送信（7月8日（金）送信予定）
- ⑥ オンライン接続事前研修（受講者本人が参加のこと）
（7月15日（金）午前中開催予定）
- ⑦ 研修の受講
- ⑧ 理解度テスト・アンケート
- ⑨ サービス管理責任者研修修了通知書ご送付（9月9日（金）頃発送予定）

受講者の決定は先着順ではなく、書類選考となります。募集定員を超えた場合、長崎県と協議の上受講者を決定いたします。

事前課題と作成要領は受講申込み受理通知書に同封しますので作成要領をよく読んで取り組んでください。

提出のない方は修了証書を交付出来ませんのでご注意ください。

4. 研修カリキュラム概要（予定）

研修カリキュラムの内容は、別紙の通りです。
今後変更となる可能性があります。

5. 受講対象者

平成18年度から28年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を受講された方で、サービス管理責任者として従事している方又は従事する予定の方（複数の分野のサービス管理責任者等研修を受講された方は、初回の研修受講年度で判断してください。）。

平成31年4月から研修制度が改正され、平成18年度から30年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方は令和元年度から5年度までの間に更新研修を受講しなければ、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に従事することができなくなりましたが、特定の年度に受講者が集中することがないよう、受講対象者を以下のとおりとしています。

※対象年度については下記の限りではありません。ただし受講決定の優先順位は下がります。

年度	受講対象者
元年度	平成22年以前（平成18年度～平成22年度）
2年度（開催中止）	平成23年度から26年度
3年度	平成23年度平成27年度から28年度
4年度	平成29年度
5年度	平成30年度

※令和2年度の研修を中止したため令和2年度に対象だった方、令和3年度までに修了されていない方のお申込みも受付します。

6. 研修形態

すべてのプログラムについてオンライン形式（Zoom）にて受講するものとします。
※事前に日程を設定して接続と説明の研修を行います。

7. 募集定員 600名（各回120名） ※5回に分けて開催します

8. 受講お申込み方法

一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会のホームページ「お知らせ」の「令和4年度長崎県サービス管理責任者等 更新 研修受講者募集のお知らせ」の申込フォームに、必要事項をご入力の上、お申込みください。申し込み期限を過ぎたものについては受付いたしません。

※氏名・生年月日は修了証書に記載されますので、お間違いのないようご入力願います。

※申込み内容について、確認のお問い合わせをさせていただく場合があります。

※**受講決定通知後における申込書内容の変更請求及びこのことによる再選考願いには応じられませんので、受講要件等よくお確かめの上、お申込みください。**

【ご提出書類（FAX）】

サービス管理責任者等研修修了証書の写し FAX：095-842-7008 宛て

【お申込み期限】

令和4年6月3日（金）18：00まで

10. 受講料

- ・受講料 20,000円

「受講申込み受理通知書」へ記載されております指定の期日までに、指定の口座へ受講料をお振込みください。期日までにお振込みがない場合、受講決定は取り消しとなりますのでご注意ください。

なお、お振込み後の受講者都合によるキャンセルの場合、受講対象者の要件を満たしていないと判明した受講取り消しの場合は受講料の返金は致しませんのでご了承ください。
主催者側の都合により開催できない場合については、当協会の規定により返金することもございます。

11. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了証書の発行、討議用小グループ編成にのみ使用することとします。

ただし、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し、討議用に編成した小グループを周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布すること、及び、研修終了後、長崎県に修了者氏名及び所属事業所等について情報提供することとしておりますので、その旨ご了承ください。

12. 修了証書

研修の全課程を修了した者に、長崎県指定研修事業者の修了証書（サービス管理責任者基礎研修および児童発達支援管理責任者研修）を交付いたします。

ただし、事前課題の提出及び定められた全科目を受講することと本研修を受講後、長崎県知的障がい者福祉協会のホームページに確認用のテストとアンケートが掲載されますので回答書を入力し合格点に達した方は受講修了とし修了証書を交付します。講義および演習の内容が十分に修得されていないと認められる者、もしくは、私語・居眠りなど受講態度が著しく不良の者は欠席とみなし、修了証書は交付できません。また、虚偽の内容により申し込みをしたと判断された場合は、修了証書の発行後であっても、修了の取消等の措置をとることといたします。

13. 問い合わせ先

- (1) 研修申込みに関すること（土日祝を除く9時～18時）

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号（長崎県総合福祉センター内）

（一社）長崎県知的障がい者福祉協会 事務局

<TEL> 095-842-7007

<FAX> 095-842-7008

<Mail> na-fukushi@vivid.ocn.ne.jp

- (2) 制度に関すること

長崎県 福祉保健部 障害福祉課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

<TEL> 095-895-2455